

創業支援資金

(責任共有制度対象外)
【離職者等起業促進支援は、知事確認要】

融 資 対 象	<p>県内で創業しようとする方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>1. 創業一般 (1) 事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 (2) 事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後5年を経過しない方</p> <p>2. 創業・分社化 (1) 事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、あるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 (2) 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方(分社化等) (3) 事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは上記(2)(分社化等)による会社設立後5年を経過しない方</p>
----------------	---

使 途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率
設 備 運 転 運 設	対象1 (創業一般) 2,000 万円	7年 (1年)	1.575%
	対象2 (創業・分社化) 1,500 万円		
	(1) は自己資金と同額まで ※分社化によるもの以外は、併用により3,500万円まで利用可。		

保証料率 (年)									
CRD区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率 (%)	0.80%								
	(「離職者等起業促進支援」利用者または「認定特定創業支援事業の支援を受けた方」は0.0%(奈良県が全額負担))								

取扱金融機関 (順不同)	商工中金、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、近畿大阪銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合
-------------------------	--

担保及び保証人	奈良県信用保証協会の保証が必要。 担保不要。 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
----------------	--

備 考	<「離職者等起業促進支援」利用者及び「認定特定創業支援事業の支援を受けた方」に関するお問い合わせ先は、以下のとおり。> 地域産業課 (電話0742-27-8807) ※借換不可。 ※離職者等起業促進支援・・・離職後5年以内の方もしくは60歳以上の方で、県知事確認を受けた方は、保証料0.8%の負担不要。 ※認定特定創業支援事業の支援を受けた方・・・産業競争力強化法に基づき、市町村と認定連携創業支援事業者(商工会等)が実施する特定創業支援事業による支援を受け、市町村長による証明書の発行を受けた方は、保証料0.8%の負担不要。
------------	---